

簡易水道事業特別会計予算

平成23年度恵那市簡易水道事業特別会計予算

平成23年度恵那市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 960,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成23年3月1日 提出

恵那市長 可知 義明

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		23,288
	1 分担金	1,572
	2 負担金	21,716
2 使用料及び手数料		402,000
	1 使用料	401,600
	2 手数料	400
3 国庫支出金		12,412
	1 国庫補助金	12,412
4 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
5 繰入金		434,541
	1 一般会計繰入金	427,973
	2 基金繰入金	6,568
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		754
	1 雑入	754
8 市債		87,900
	1 市債	87,900
歳入合計		960,900

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		357,100
	1 総務管理費	141,800
	2 維持管理費	215,300
2 事業費		170,360
	1 建設費	170,360
3 公債費		429,440
	1 公債費	429,440
4 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳 出 合 計		960,900

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
(2) 給水装置等整備資金融資にかかる利子補給金	平成23年度 から 平成28年度 まで	借入総額に対する利 子のうち10万円以 内の額

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
岩村簡易水道建設事業	71,900	普通貸借又は 証券発行	2.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものによる。 ただし、市財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、又は繰 上償還もしくは低 利に借換えするこ とができる。
山岡簡易水道建設事業	16,000			
計	87,900			